

判決年月日	平成23年7月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年(ネ)10023号		
<p>○アルミニウム製雨戸の製造方法等に関する原告（被控訴人）の営業秘密を被告（控訴人）らが不正取得し（不正競争防止法2条1項4号）又は不正の利益を得る目的等で使用した（同項7号）と主張して，原告（被控訴人）が被告（控訴人）らによる当該雨戸の製造・販売の差止め及び損害賠償を請求した事案において，市場で流通している製品から容易に取得できる情報は，「公然と知られていないもの」（同条6項）ということができないところ，当該雨戸を組み立てるに当たって使用される補助的な部品は，一般的な技術的手段を用いれば当該雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるから，被告（控訴人）らが原告（被控訴人）から交付された当該部品に関する情報は，「公然と知られていないもの」ということはできず，「営業秘密」（同項）に当たるといえることはできないとされた事例</p>			

（関連条文）不正競争防止法2条6項

（事案の概要）

被告（控訴人）Y₁は，かねてよりA社のアルミニウム製雨戸（光通風雨戸）を販売していたが，A社からの納品が滞ったため，A社と協議の上で，光通風雨戸の一部を自ら製造することとなり，平成18年7月中旬ころ，A社及びA社から事業譲渡を受けたB社との間で本件製造販売契約を締結した。本件製造販売契約は，同年9月7日，解除されたが，Y₁及び新たに設立された被告（控訴人）Y₂は，光通風雨戸とほぼ同一の雨戸を製造・販売している。

そこで，B社から事業譲渡を受けた原告（被控訴人）Xは，Y₁及びY₂による雨戸の製造・販売の差止めのほか，6090万円の損害賠償等を請求して本訴を提起した。Xは，Y₁及びY₂がA社及びB社からY₁に開示された光通風雨戸の部材及び部品等並びに製造方法に関する営業秘密を不正取得した（不正競争防止法2条1項4号），あるいはY₁及びY₂による上記製造・販売が，上記営業秘密を不正の利益を得る目的等で使用するものである（同項7号）と主張している。

（原判決の判断）

原判決（東京地裁平成20年（ワ）第34931号同23年2月3日判決）は，A社からY₁に対して光通風雨戸の部材（本件情報1）及び部品（本件情報2）に係る図面等が交付されていた旨を認定した。そして，原判決は，これらの図面が0.1ミリ単位の精密さで作られていることなどからすると，光通風雨戸の製品からその形状を正確に把握し，図面を起こすことは決して容易ではなく，これらの図面に記載され

た情報が、光通風雨戸の製品が流通していたとしても、公然と知られているものであるとはいえないから不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当する旨を判示し、Y₁及びY₂による雨戸の製造・販売が、同条2項7号の当該営業秘密を不正の利益を得る目的で使用することに該当すると判断して、Y₁及びY₂に対して雨戸の製造・販売の差止めのほか、3195万6581円の損害賠償等の支払を命じた。

(本判決の判断)

本判決は、Y₁に対して交付されていたのは本件情報2に係る図面等だけであると認定した。そして、本判決は、市場で流通している製品から容易に取得できる情報は、不正競争防止法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということができないところ、本件情報2に係る部品が、いずれも光通風雨戸を組み立てるに当たって使用される補助的な部品で、一般的な技術的手段を用いれば当該雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるから、本件情報2は、「公然と知られていないもの」ということはできない旨を判示した。

以上により、本判決は、Y₁に開示された情報が不正競争防止法2条6項にいう「営業秘密」に当たるということはできない以上、Xの主張が根拠を欠くものとして原判決のY₁及びY₂敗訴部分をいずれも取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。